

事務連絡
令和4年9月16日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
外務省大臣官房儀典外国公館室

外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者へのオミクロン株対応ワクチン接種について

外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについては、「外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年3月30日付け事務連絡）及び「外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者（「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」）への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年5月17日付け事務連絡）において具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、外務省から大使館、領事館及び国際機関（以下「大使館等」という。）に対して、9月16日付けで、別添のとおり、外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者のオミクロン株対応ワクチン接種に係る接種券の申請等の手続を案内しましたので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、大使館等から接種券の申請があった際は、本事務連絡に基づき対応いただきますようお願いいたします。なお、接種券の申請に係る手続は、1～4回目接種と同様に、大使館等の単位で接種希望者を取りまとめ、当該大使館等の所在する市区町村に申請を行うことを原則としています。

新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種に関する在京大使館等向け回章の概要

【本文】

- 外交官、領事官、国際機関の職員等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者に対するオミクロン株対応ワクチンの接種について案内する。
- 現時点において、オミクロン株対応ワクチン接種は、次の要件を満たすものを対象としている。
 - ・12歳以上の者であること(ただし、ファイザー社のワクチンは12歳以上の者、モデルナ社のワクチンは18歳以上の者に対して使用するものであることに留意すること)
 - ・初回接種(1回目及び2回目接種)を完了していること
 - ・前回の新型コロナワクチン接種から5か月以上経過していること
- オミクロン株対応ワクチン接種は、9月20日から開始する予定である。

ただし、まずは、従来ワクチンの4回目接種の対象となっている者であって、当該接種を未実施であるものを対象として接種を開始することとなるため、該当しない外交官、領事官、国際機関の職員等が実際に接種可能となる時期については、市区町村に確認する必要がある。
- 新型コロナワクチンの特例臨時接種期間は令和5年3月31日まで延長された。
- オミクロン株対応ワクチン接種用の接種券の申請の手続は、令和3年11月30日付け回章及び令和4年5月19日付け回章で案内した手続と基本的には同様である。
- オミクロン株対応ワクチン接種の手続の詳細は、【別添1】に記載のとおり。
- 外務省は、引き続き、円滑かつ効率的なワクチン接種の実現のために、大使館、領事館及び国際機関に対し、組織単位でワクチン接種を希望する「外交」及び「公用」の在留資格を有する者を取りまとめ、市区町村に接種券を申請すること、また、これらの者のワクチン接種に当たって日本語を解する職員や通訳を同行させることを要請する。
- 外務省と厚生労働省及び地方自治体等の関係機関との間の連携及び協力の円滑化のため、接種券の申請に当たり市区町村に提出した文書を専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てに送付する必要があることを想起する。
- 令和4年9月16日発出。

【別添1】オミクロン株対応ワクチン接種に係る手続の詳細(令和4年9月16日時点)

【別添2】外交官等へのワクチン接種チャート

【別添3】在留許可及び在留期間

【別添4-1.2.3】大使館等から市区町村宛でのワクチン接種券の申請に係るカバーレターひな型

【別添5-1.2.3】ワクチン接種を希望する者のリスト